

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月24日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月3日

奈良市長 仲川 元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月22日午前9時5分頃、奈良市今在家町地内において、本市の消防自動車が普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 291,102円

奈良市報告第58号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月24日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月14日

奈良市長 仲川 元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年8月8日午前9時40分頃、奈良市神功四丁目地内において、本市の公用車が相手方の原動機付自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 5,760円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月24日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月14日

奈良市長 仲川 元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年5月31日午前11時頃、第5号（大安寺）市営住宅内において、本市が行っていた伐採作業により雑木が倒れ、駐車していた相手方の軽自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 121,905円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月24日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月14日

奈良市長 仲川 元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年6月18日午後6時30分頃、第4号（般若寺）市営住宅地下駐車場内において、いたずらによる防排煙シャッターの落下により、相手方の軽自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 115, 605円

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 24 年 9 月 24 日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月18日

奈良市長 仲川元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月9日午後5時30分頃、奈良市南紀寺町一丁目地内において市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自転車が転倒した際に手足を負傷し、また自転車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 25,256円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月24日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年9月21日

奈良市長 仲川元庸

記

1 和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月19日午後2時15分頃、奈良市八条五丁目地内において、本市の公用車と相手方の普通自動車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 270,000円

